



令和元年10月9日 帯広開発建設部

# <u>十勝川に生えている樹木(やなぎ等)を伐採・利用しませんか?</u>

~「公募型樹木等採取」への希望者を募集します~

帯広河川事務所では、河川区域内の樹木を資源として有効に活用する観点から、十勝川の樹木を伐採 し利用していただける企業や団体、住民を広く募集しています。

採取した樹木は、自家消費などの制約はなく、バイオマス燃料やチップ原材料としての活用、樹木加工や販売といった営利目的での使用等、採取者の判断で活用することができます。

記

1 採取期間 : 令和元年10月9日(水) ~ 令和2年4月24日(金)

2 採取箇所 : 十勝川左岸音更町木野地区・下士幌地区の河川敷

3 応募期限 : 令和2年3月19日(木)

※公募範囲の樹木が全て配分された場合は募集を終了します。

4 応募方法 : 応募様式(様式-1)を帯広開発建設部 帯広河川事務所まで郵送、FAX又は

持参

〇住所 : 〒089-0536 中川郡幕別町札内西町 73 番地 6

○電話番号 :0155-25-1295 (平日 8:30~17:15) FAX 0155-24-1765

5 応募資格等: 帯広開発建設部のホームページに掲載する参加者募集要領(募集要領のほか、

参加申込書、詳細図面も掲載)でご確認ください。

https://www.hkd.mlit.go.jp/ob/obihiro\_kasen/ctll1r00000035a5.html

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 帯広開発建設部

带広河川事務所 副所長 中山 仁 電話 0155-25-1295 (内線 352) 帯広河川事務所 計画課長 岡田 幸七 電話 0155-25-1295 (内線 331)

帯広開発建設部ホームページ https://www.hkd.mlit.go.jp/ob/index.html



# 十勝川の河川敷地内の樹木採取希望する方を募集します!!

令 和 元 年 1 0 月 9 日 帯広開発建設部 帯広河川事務所長

### 1. 目的

河道内の樹木は、繁茂すると洪水時に流れを阻害したり、倒れて流出し橋梁等に引っかかり、洪水をせき上げるなど、治水上の問題となる恐れがあります。また、河川巡視時に視界を遮り、ゴミの不法投棄の発見が遅れるなど、監視の妨げとなることもあります。

一方、樹木がある河川環境や景観も地域の財産の一つとなっており、それら環境や景観と 河川管理を共存させていく必要があります。

このため、計画的に保全樹木以外の樹木を伐採し管理を行っておりますが、多くの費用を要することから、全てを対処するまでに至っていない状況です。

そこで、河川管理者が伐採を予定している河川区域内の樹木について、資源の有効活用の 観点から、採取した樹木をバイオマス燃料や製品の原料などとして活用していただける企業 や住民を広く募集するとともに、活用ニーズを把握することを目的とした「公募型樹木等採 取」を行います。

本試行により採取した樹木等については、自家消費などの制約はありません。採取者の判断で使用や加工或いは販売などをすることができます。

### 2. 応募方法

公募型樹木等採取の試行に参加される方は、別紙「応募様式」(様式-1)に必要 事項を記入し、郵送、ファックス、持参により以下の宛先まで応募してください。 申込期限は令和2年3月19日もしくは公募範囲で全て公募伐採希望者へ配分された 時点とします。

申込書を持参する場合は、受付期間内の祝祭日を除く月曜~金曜日の8時30分~ 17時15分までにお越し下さい。

### 応募先

郵送・持参:〒089-0536 中川郡幕別町札内西町73番地6

带広開発建設部 带広河川事務所

ファックス:0155-24-1765 (担当:計画課維持補修係)

## 3. 応募資格

以下の不適格事項のいずれにも該当しないこと。

- 1)過去3年間に公募型樹木等採取において著しく不誠実な行為のあった者
- 2) 公募期間中において予算決算及び会計令(昭和22年勅令第 165号)第70条又は71条の 規定に該当するものでないこと。
- 3) 公募期間中において、会社更生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者 又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立がなされている者
- 4) 直近1年間の税を滞納している者
- 5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者の指定又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者
- 6) その他帯広河川事務所長が参加不適当と判断する者

#### 4. 樹木等採取の概要

- 1)採取期間:令和元年10月9日~令和2年4月24日
- 2) 採取予定場所:別添図面①-1、①-2、②-1、②-2
- 3) 主 な 樹 種 : ヤナギ類が主体
  - ※採取期間、採取予定箇所、採取可能面積などの詳細な条件については、別途応募者と調整させていただきます。なお、応募者の希望により変更できる場合がありますので、別途問い合わせ願います。
  - ※樹種はヤナギ類が主体で、樹木ごとの太さ及び樹高は異なります。
  - ※伐採範囲の樹木が無くなった時点で終了させて頂きます。
  - ※伐採する箇所までは、小型トラック程度までは進入が可能です。
- 4) 保全樹木について : 持続性広葉樹 (ハルニレ、クルミ、ヤチダモなど成長の遅い樹木) については、必要に応じて保全しますので伐採しないよう注意願います。
- 5) 外来種について:伐採範囲内にハリエンジュ(ニセアカシア)が含まれている場合には、ハリエンジュが外来生物法(特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律)で「要注意外来生物リスト」に指定されており、環境省から適切な取り扱いの協力を求められていることから、燃焼かチップ化など分布拡大の無い使用目的に限定させていただきます。
- 6) 伐採後について: 伐採後の枝・葉について、伐採者が引き取りを希望しない場合は、 指定した箇所に集積していただきます。
- 7) 冬期の除雪について:各伐採者で除雪の実施をお願いします。
- 8) 採取希望箇所がすでに他の公募者へ割り当てられている場合は、他の公募箇所で 再度希望を聞き取りさせていただきます。

## 5. 樹木等採取者の選定

今回応募いただきましたなかから、応募資格と樹木等採取の効果(採取面積や時期、工程などを勘案して判断します)及び確実性などを総合的に評価し試行に参加していただく方を 選定させていただきます。

選定結果につきましては、申し込みから1週間程度でご連絡いたします。

### 6. その他

- 1)申込書への記載内容(応募資格や樹木等採取方法)などを確認するため、直接お電話等で聞き取りをさせていただく場合があります。
- 2) 試行への参加者として選定された場合には、採取に先立ち採取方法や作業工程等について帯広河川事務所と事前に協議したうえで、河川法第25条に基づき、許可申請書を 提出する必要があります。
- 3) 本公募に係る行為に関する一切の費用、労働等は、全て採取者の負担となります。 なお、採取料について採取作業工程等により有料となる場合があります。
- 4) 本試行は出水やその他やむを得ない事情により、河川管理者の判断で中止する場合があります。
- 5) 本試行中に、自損事故又は第三者に損害を与えた場合には採取者がその責任を負います。 また、堤防等の河川管理施設を破損した場合などは現状に復旧していただく場合がありま す。
- 6) 本公募に係る行為に起因して、事故(参加者間における事故も含む)やケガ等が発生した場合に、帯広河川事務所では河川管理者としての管理責任は一切負えません。 すみやかに所長へ届け出るとともに、当事者間で事故処理等の対応をお願いします。
- 7) やむを得ない事由が発生した場合は、取り下げの申し出が可能です。
- 8) 採取者に河川管理上好ましくない行為があった場合等には、作業中であっても伐採の 資格を取り消す場合があります。
- 9)作業期間内の毎日9時から17時までを基本とします。土、日、祝祭日の作業も可能ですが、休日の前日までに事務所の担当者へ作業予定表を提出していただきます。
- 10) 公募後に生じた事情により、公募手続きの進行状況の如何に関わらず手続きを中途でとりやめる場合があります。その場合はご了承願います。
- 11) 応募期間内に参加申し込みが無い場合や樹木等採取者が選定出来なかった場合、再公募することがあります。
- 12) 本試行に係る問い合わせ先は以下のとおりです。

# 問い合わせ先

带広開発建設部 带広河川事務所 計画課 維持補修係

電 話:0155-25-1295 ファックス:0155-24-1765

# 応 募 様 式

令和	年	月	日
----	---	---	---

					14.11	1 /	, ,
带広開発建設部 帯広泊	可川事務所長	長殿					
			応募者	<b>Ž</b>			
			住列	斤〒			
			氏名	名又は			
			代表	長者名			印
			(£	会社名)	(		)
令和元年10月	9日付けでク	〈墓さ〉	れた、河川敷地	池内の樹	木伐採につ	)いて広!	墓します。
14 1112 L T 0 24	9 11 13 17 12	195° C 1	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		1 2010 - 1	,,,,,	,, c 31 / 0
			記				
	_						
1. 河川の名称及び区画番号							
第1希望	区画番号	:	(河川名	:	)	(面積	$m^2$ )
第2希望	区画番号	:	(河川名	:	)	(面積	$m^2$ )
第3希望	区画番号	:	(河川名	:	)	(面積	m²)
2. 伐採木の使用目的							
以下の項目で該当箇所に	チェックを記	己載。					
□ 薪スト	・ーブ						
□ その他	1の目的(			)			
3. 採取を希望する河川産品	出物の種類:						
4. 現地の確認状況							
以下の項目で該当箇所に	チェックを記	己載。					
□ 確認済	み						
□ 未確認	ļ						

# 5. 採取の方法

以下の項目で該当箇所にチェックを記載。

(伐採方法)	<ul><li>□ チェンソーにより伐採を行う。</li><li>□ ノコギリにより伐採を行う。</li></ul>	
	□ その他の方法により伐採を行う。(伐採方法:	)
(小割方法)	□ 伐採した樹木は、倒木箇所で小割りし、人力によりトラックまで運搬 □ 伐採した樹木は、倒木箇所で小割りし、キャリア等によりトラックまで	, - 0
	□ その他の方法(	)
(運搬方法)	□ 伐採材は、軽トラックにより日々搬出する。(積込方法:	)
	□ 伐採材は、( t)トラックにより日々搬出する。(積込方法:	)
	□ その他の方法(	)
(伐採順序)	□ 通路脇から順次伐採を行う。	`
	□ その他の伐採順序(	)
(枝葉処理)	□ 発生した枝葉は、伐採材と一緒に持ち帰り利用する。	
	□ 発生した枝葉は、決められた場所に集積する。	
	<ul><li>□ その他の処理( )</li><li>□ ・</li></ul>	
<b>水工配以外</b> (二)	作業に関する事項があれば記載する。	
<ul><li>6. 採取の期 作業</li><li>7. 応募者の</li></ul>	予定期間 : 月 日 ~ 月 日(のうち 日間)を予定	
. = 34 ,	携帯可):	
緊急連絡		
FAX	:	
メールア	ドレス :	
なお、F	AX、メールアドレスは、ある場合のみ記載。	
8. 公募伐採	の応募資格について、該当箇所にすべてチェック☑を記載。	
-	F間に河川法に基づく許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者、	ではない。
	間中において、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)	
	又は第71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者ではない	
	又は第71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者ではない 間中において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、	
又は民事	又は第71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者ではない	
又は民事 □ 直近1年	又は第71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者ではない 間中において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、 再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者ではない。	,

带広開発建設部 带広河川事務所長 殿

伐採者 (住所) (氏名又は代表者名) (電話番号)

# 伐採作業計画書

次のとおり作業を実施します。

## 【作業実施期間】

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 (作業時間) : ~ :

【作業日】

### 【作業者】

### <遵守する事項>

# 【安全対策等】

- <作業時服装>・作業時はヘルメット、防振手袋を着用し、作業に適した服装で行う。
- < 大雨・強風>・天気予報等を確認し、大雨注意報、強風注意報が発令された時は作業を中止する。
- <資機材管理>・作業用器具は日々持ち帰り、現地に放置しない。
  - ・枝葉を集積した場合は、速やかに事務所に連絡する。
- < 隣接者調整>・他の作業車の支障とならないよう搬出通路上にはトラックは駐車しない。
  - ・倒木する際は、周辺の伐採作業者に声がけし、自分の存在を知らせる。
  - ・倒木する際は、他の伐採者と離隔を十分に取って作業を行う。
  - ・倒木する際は、隣接箇所の作業状況を確認し、作業している場合は隣接する伐採者 と調整し安全を確認後に倒木する。
- <有事対応> ・ケガや事故発生時にはすぐに連絡できるよう携帯電話を携行するとともに、家族と 連絡が取れる体制を確保する。
  - ・消防署、警察、病院、事務所の電話番号は携帯電話に登録しておく。 (申請者以外の現場作業者にも登録して貰う)
  - ・ 事故 (ケガを含む) 発生時には事務所に必ず連絡する。
- <法令遵守> ・発生材を運搬する際は、交通法規を遵守する。(差し枠、はみ出し禁止)
- < 坂路監理> ・通常時閉鎖されている坂路を利用する場合は、鍵を放置せず、解放した状態で作業を行わない。

/	Z	0	(H1	\
<	-	<i>U)</i>	1111,	~

- ・夏場に作業する際は、熱中症対策として、こまめに水分、塩分、休憩を取り、無理して作業は行わない。
- ・健康状態が万全で無い場合は、無理して作業をしない。(二日酔いも含む) 作業箇所周辺には人がいるかを注意して作業を行い、常に清潔に保ち不慮の事故が 起こらないようにする。
- ・選定された場合には、許可の条件に基づき作業を行う。

※上記以外に安全管理に関する事項があれば記載する。	
※その他、伐採作業全体として特筆すべき事項があれば記載する。	

以上

# 許 可 申 請 書

令和 年 月 日

北海道開発局長殿

申請者 住所

ふりがな

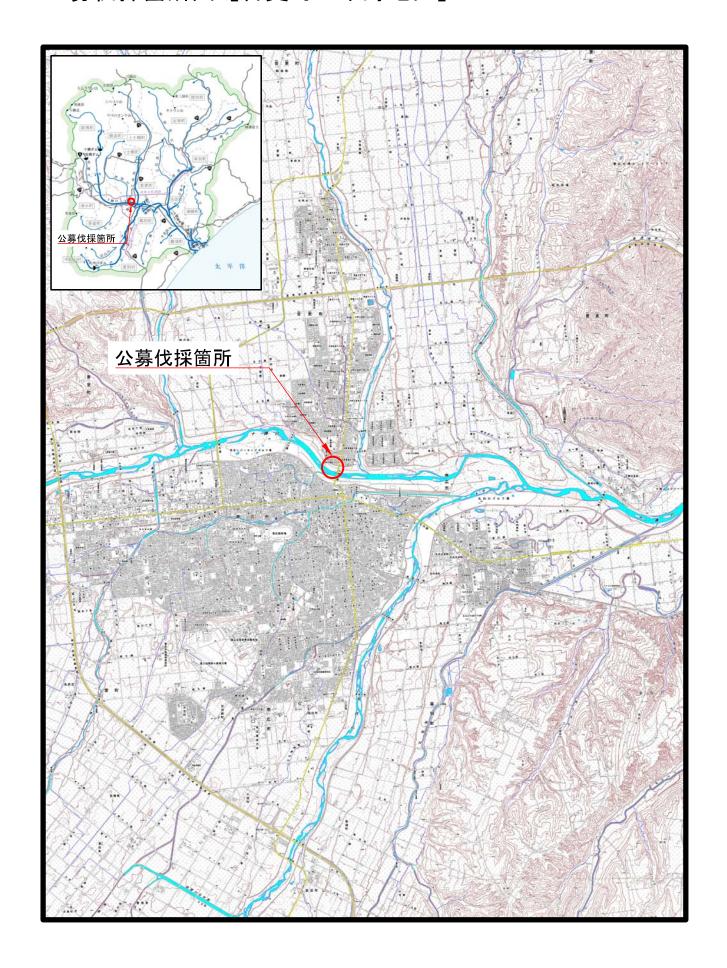
印

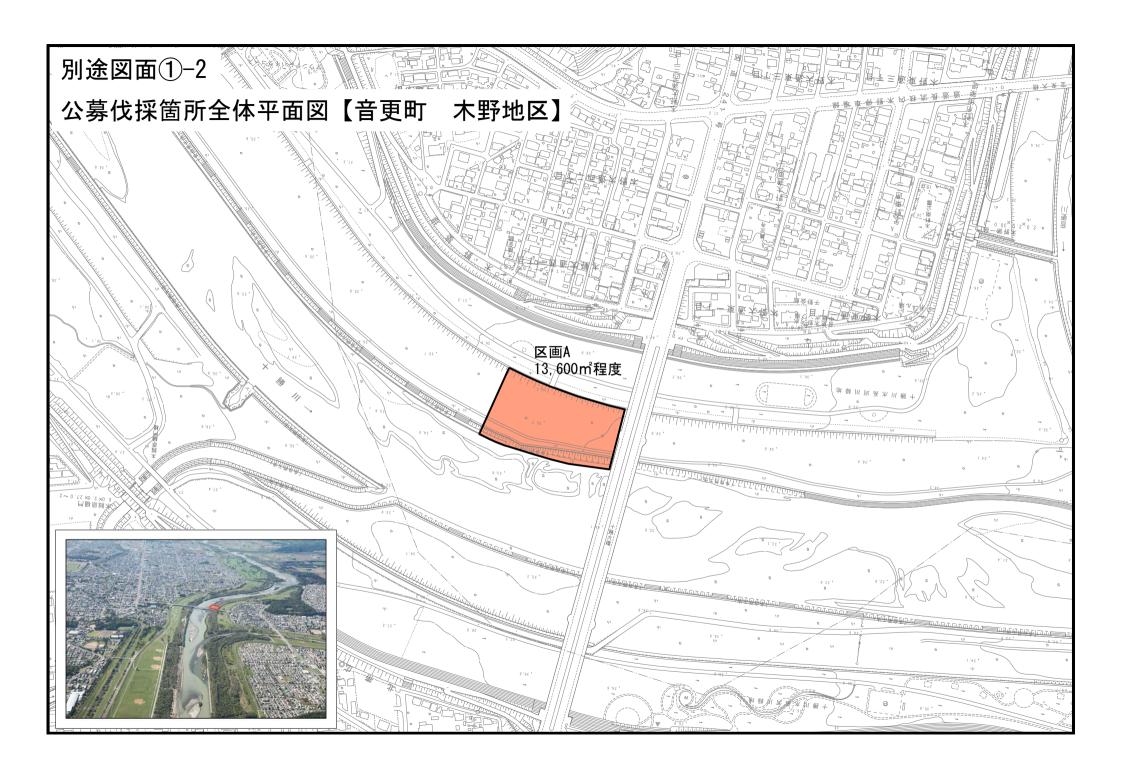
別紙のとおり河川法第25条の許可を申請します。

(連絡先) 氏 名

電話番号

別途図面①-1 公募伐採箇所図【音更町 木野地区】





別途図面②-1 公募伐採箇所図【音更町 下士幌地区】

